

今年度の成果についての「報告会」を開催しました!

3月23日(日)に不忍通りふれあい館にて、報告会を開催しました。7名の方に参加して頂き、これまでのまちづくりルールやまちづくり活動について意見交換を行いました。

1. 根津地区まちづくり協議会と検討部会の位置づけの確認

根津地区まちづくり協議会の下部組織として、まちづくりのルール内容など、具体的な検討を進めるために、まちづくりに関心のある根津地区にお住まいの方などを中心とした「まちづくり検討部会」を組織しました。

2. 本年度の取り組み経緯

第1回(8月6日)

○「まちづくり検討部会」の概要説明

第2回(10月7日)

○アンケート結果を踏まえた意見交換

第3回(11月11日)

○第2回部会の意見を踏まえた意見交換

第4回(12月20日)

○まちづくりの方向性とまちづくりメニューの検討

第5回(1月21日)

○防災まちづくり勉強会

第6回(2月24日)

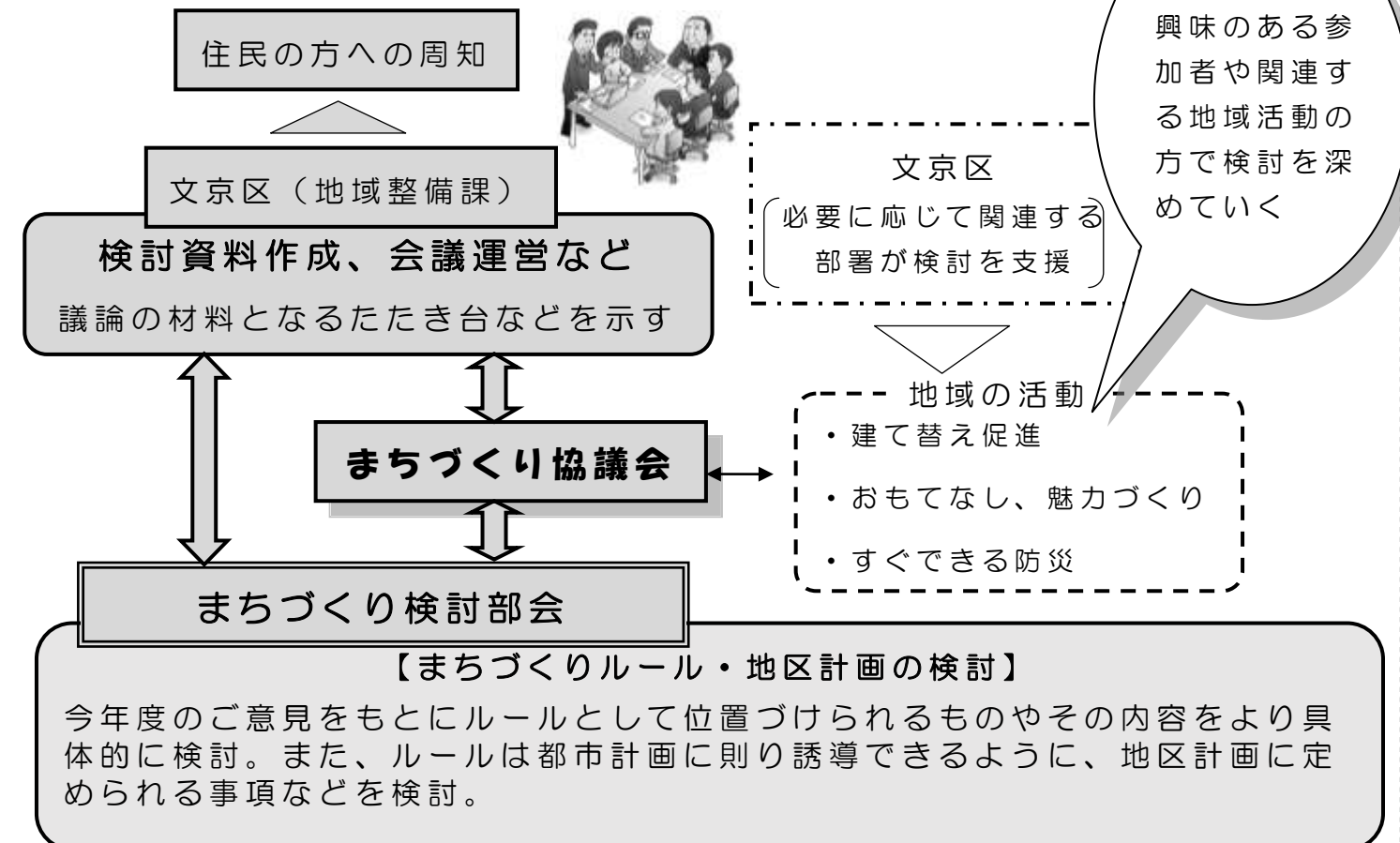
○地区計画などのまちづくり、ルール(素案)の検討

3月18日

根津地区まちづくり協議会
(まちづくり協議会委員)

報告会(3月23日)

3. 今後の取り組みについて



4. すぐできるソフト的活動イメージ(案)

すぐできる防災まちづくり活動

- 1) 防災情報の周知・共有化の推進
- 2) 防災コミュニティの形成
- 3) 防災施設の位置・使用方法の周知
- 4) 避難路の安全性確保
- 5) バケツリレーの訓練

- 6) 防災お役立ちグッズの周知
感震ブレーカー、家具転倒防止器具等

おもてなし・魅力活動

- 1) 地域通貨『谷根千円』の導入
- 2) 防災コミュニティの形成
- 3) 大学・動物園を活かした商品開発、店舗展開
- 4) 新規出店者と既存コミュニティの融合
- 5) 空き家等の活用



5. まちづくりの取り組みイメージは裏面へ

5. 検討部会やアンケートでのご意見を踏まえた取り組みイメージ(案)

下町風情を残した住環境づくり

- (1) 下町風情ある建物景観の形成に向けたルールづくり
- (2) 下町風情ある路地裏景観の形成に向けたルールづくり
- (3) ゆとりある住環境の形成に向けたルールづくり

(1) - ① 建物の色彩、意匠、形態のルール

まち並みに調和した明度・彩度、落ち着いた色彩を基調とする。自然素材を優先したり、路地に面するところでは、防火性能を高めるよう工夫するなど下町風情あるまち並みの連続性を保つため、1階壁面へ庇を設置する。

(2) - ① 垣・柵の制限 (木堀等による下町風情の醸成)

ブロック塀は災害時の倒壊により通行の障害となるため、木堀等の設置を誘導する。

(2) - ② 路地沿道の緑化推進

鉢植えや植栽等の自主的な緑の保全・育成。地区に馴染む樹種・植栽を用いるようにする。

(3) - ① 敷地面積の誘導ルール

建て詰まりによる住環境の悪化を抑制するため、過小な敷地ができないように敷地面積を誘導する。

(3) - ② 隣地境界線からの壁面後退ルール

通風や日照、プライバシーの確保など、住環境の向上を図るため、隣地境界線からの壁面後退を誘導する。

(3) - ③ 壁面後退と街並みの誘導ルール

建て替え前と同等の床面積を確保し、調和した街並みの



路地と調和した安全安心な防災まちづくり

- (4) 災害時の通行性確保に向けたルールづくり
- (5) 路地と調和した建て替えに向けたルールづくり

(4) - ① 壁面後退部分の工作物の設置制限

壁面後退した部分に歩行者の通行の妨げとなる工作物は設置しない。

(5) - ① 幹線道路に連絡する歩行者通路確保 (一定規模以上の建物における歩行者用貫通通路の協力要請)

不忍通りへの歩行者の連絡性向上を図るため、不忍通りに面する一定規模以上の建物の建て替えに際して、歩行者用の貫通通路を確保してもらえるように協力をお願いする。

(5) - ② 路地に面する敷地のオープンスペース確保 (大規模開発のルール化)

マンション等の開発にあわせて公開空地やオープンスペースを確保してもらい、周囲のまち並みと調和した意匠にして、地域住民との交流の場を設けていくように協力をお願いする。



賑わいと連続性・利便性のある商業環境づくり

- (6) 賑わいの連続性確保に向けたルールづくり
- (7) 風情ある店舗のデザインルールづくり
- (8) 商店街の回遊性向上に向けたルールづくり

(6) - ① 一階部分の店舗誘導

A) 不忍通り、言問通り商店街

建築物の1階部分は、通りに面してまち並みに賑わいをもたらす店舗、事務所、飲食店等の用途とする。

イ) その他商店街

建築物の1階部分は、通りに面して倉庫、駐車場(居住者用の車庫は除く)など、賑わいを阻害する建物用途を制限する。

(7) - ① 外壁の色彩の誘導

まち並みに調和した明度・彩度、落ち着いた色彩を基調とし、つやなしとするなど、根津の雰囲気馴染むように外壁の色彩を誘導する。

(7) - ② 素材材料

下町風情を感じられる趣のあるまち並みを形成する商店街については、趣のある雰囲気を演出できるよう、自然素材を優先したり、色合いや材質等、自然素材に近い建材を用いるよう誘導する。

(7) - ③ 連続した軒下空間を確保する庇の高さ・仕様

連続した商店の軒下空間を確保するため、1階壁面への庇や雨除けのテントの設置など、軒下空間の調和を誘導する。

(8) - ① 看板・商品陳列の抑制

道路上への商品・看板等のはみ出しを防ぎ、歩行者が快適に歩ける環境づくりを誘導する。

(8) - ② 店舗前バリアフリーの推進

店舗の入口のバリアフリー化を進め、高齢者や子ども連れのお客等、誰もが利用しやすい商店街づくりを進める。

(8) - ③ セットバック空間の緑化・ベンチ設置

店舗の前面にベンチを設置し、オープンスペース等の快適な空間を創出する。



《お問い合わせ先》

〒112-8555

文京区春日1丁目16番21号

文京区 都市計画部 地域整備課

まちづくり担当 前田、安藤、宇田川

TEL: (03) 5803-1375

FAX: (03) 5803-1376

E-mail: b402400@city.bunkyo.lg.jp